

## (8) 水銀排出施設の排出基準

(大気汚染防止法施行規則別表第3の3)

番号	水銀排出施設の名称			排出基準 (注1) $\mu\text{g}/\text{Nm}^3$		On (%)	
				新設	既設 (注2)		
1	小型石炭混焼ボイラー	令別表第1の1のボイラーのうち、石炭を燃焼させるものであって、バーナー燃焼能力が重油換算 10 万 L/時未満のもの（石炭専焼ボイラーを除く。）			10	15	6
2	石炭専焼ボイラー及び大型石炭混焼ボイラー	令別表第1の1のボイラーのうち石炭を燃焼させるものであって、前項に掲げるもの以外のもの			8	10	6
3	非鉄金属（銅、鉛、亜鉛及び工業金）製造に用いられる精錬及び焙焼の工程	一次施設	銅又は工業金	令別表第1の3～5及び14に掲げる施設のうち銅又は金の一次精錬用のもの（専ら粗銅、粗銀又は粗金を原料とする溶解炉を除く。）	15	30	-
4			鉛又は亜鉛	令別表第1の3から5に掲げる施設及び14に掲げる施設のうち鉛又は亜鉛の一次精錬用のもの（専ら粗鉛又は蒸留亜鉛を原料とする溶解炉を除く。）	30	50	-
5		二次施設	銅	令別表第1の3から5に掲げる施設及び14に掲げる施設のうち銅の二次精錬用のもの	50	300	-
	鉛又は亜鉛		<ul style="list-style-type: none"> <li>・令別表第1の3から5に掲げる施設及び14に掲げる施設のうち鉛又は亜鉛の二次精錬用のもの</li> <li>・令別表第1の24に掲げる溶解炉のうち鉛の第二次精錬（鉛合金の製造を含まない。）用のもの</li> <li>・ダイオキシン類特別措置法施行令別表第1の3に掲げる施設（専ら粗銅、粗鉛又は蒸留亜鉛を原料とする溶解炉を除く。）</li> </ul>	50	400	-	

6		工業金	令別表第1の3から5に掲げる施設のうち金の二次精錬用のもの（専ら粗銀又は粗金を原料とする溶解炉を除く。）	30	50	-
7	セメント製造の用に供する焼成炉		令別表第1の9に掲げる焼成炉のうちセメントの製造の用に供するもの	50	80 (注3)	10
8	廃棄物焼却炉（一般廃棄物/産業廃棄物/下水汚泥焼却炉）		<ul style="list-style-type: none"> <li>令別表第1の13の項に掲げる廃棄物焼却炉</li> <li>一般廃棄物の焼却施設（廃棄物処理法第8条第1項）、廃棄物処理法施行令第7条第3号、第5号、第8号、第10号、第11号の2、第12号若しくは第13号の2）であって、火格子面積が2m<sup>2</sup>以上若しくは焼却能力が200kg/時以上のもの</li> </ul> <p>※専ら自ら産業廃棄物の処分を行う場合であって、廃棄物処理法施行令第7条第5号に掲げる廃油の焼却施設のうち、原油を原料とする精製工程から排出された廃油以外を取り扱うもの及び次項に掲げるものを除く。</p>	30	50	12
9	ガスタービン		令別表第1の29の項に掲げるガスタービンのうち石炭をガス化して燃焼させるもの	8	10	16
10	水銀含有汚泥等の焼却炉		<p>水銀回収義務付け産業廃棄物又は水銀含有再生資源からの水銀の回収の用に供する施設</p> <p>※回収時に加熱工程を含む施設に限る。</p>	50	100	12

(注1) 既存施設であっても、水銀排出量の増加を伴う大幅な改修（施設規模が5割以上増加する構造変更）をした場合は、新規施設の排出基準が適用

(注2) 9を除く番号の水銀排出施設については平成30年4月1日より前、9については令和7年10月1日より前に設置されている施設（設置の工事が着手されているものを含む。）

(注3) 原料とする石灰石1kg中の水銀含有量が0.05mg以上であるものについては、140 $\mu$ g/Nm<sup>3</sup>である  
※この規定を適用するためには、別途、届出が必要

※水銀濃度の測定結果の基準との適否については表中1、2、7～9の項については標準酸素濃度による補正を行い、それ以外の施設については補正は不要（熱源として電気を使用する施設も補正は不要。

$$C = (21 - 0n) / (21 - 0s) \times C_s$$

C: 酸素濃度 0n における濃度 (0℃、101.32kPa) ( $\mu$ g/Nm<sup>3</sup>)

0n: 標準酸素濃度 (%)

0s: 排出ガス中の酸素濃度 (%)。ただし、20%を超える場合は 0s=20 とする。

Cs: 排出ガス中の実測水銀濃度(0°C、101.32kPa 換算) ( $\mu\text{g}/\text{Nm}^3$ )